

常滑市情報公開制度の見直しに係るパブリックコメントの実施について

1 実施概要

常滑市情報公開制度の利便性の向上及び適正な運営のため、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）の一部を改正します。

パブリックコメントの実施概要

意見を提出できる人	市内に在住・在勤・在学の人 / 市内に事業所を有する法人その他の団体 この案件に利害関係がある人
提出期間	令和8年9月1日(火) ~ 同月30日(水)
提出方法	様式は問いません。①条例名、②意見、③住所、④氏名、⑤電話番号を記入し、直接持参するか、郵送、FAX、Eメールで提出してください。
条例(案)の閲覧場所	総務課、公民館、とこなめ市民交流センター、市ホームページ
提出された意見への対応	いただいた意見は条例改正の参考とします。 個別の回答はしませんが、同様の意見を取りまとめ、市の考え方と合わせて公表します。
問合せ(提出先)	〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5 常滑市役所総務課 電話 0569-47-6101 FAX 0569-35-4567 Eメール somu@city.tokoname.lg.jp

2 見直し内容

(1) 不開示情報の見直し（第6条関係）

情報公開制度と個人情報保護制度における不開示情報の範囲の整合を図るため、法律（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び個人情報の保護に関する法律）の規定に倣い、不開示情報の見直しを行う。

【主な改正事項】（第6条第1号ウ関係）

従来、不開示情報の除外事由とされていた公務員の「氏名」について、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けるため、当該除外事由から削除する。

※慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている公務員の氏名は、従前のとおり開示されます。



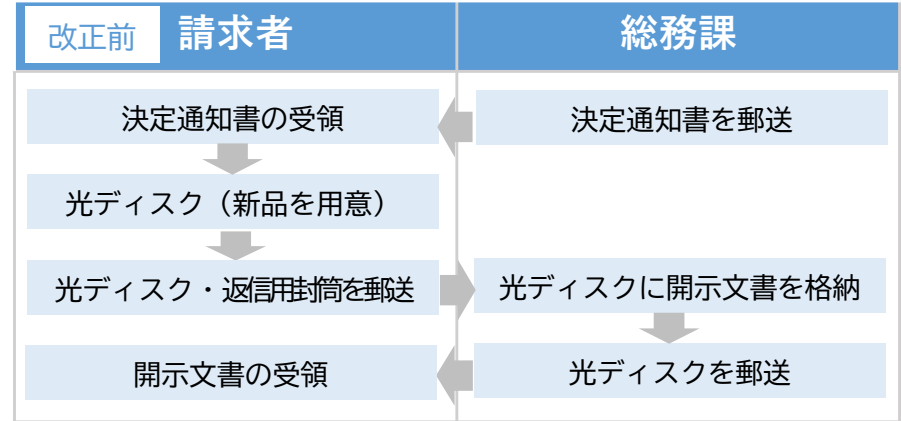
常滑市情報公開制度の見直しに係るパブリックコメントの実施について

(2) 電磁的記録の開示方法の見直し(第13条関係)

情報公開制度の利便性向上のため、電磁的記録の開示方法について、光ディスク(CD-R・DVD-R)による方法の運用を見直しするとともに、オンライン(メール送付)による方法を新たに追加する。

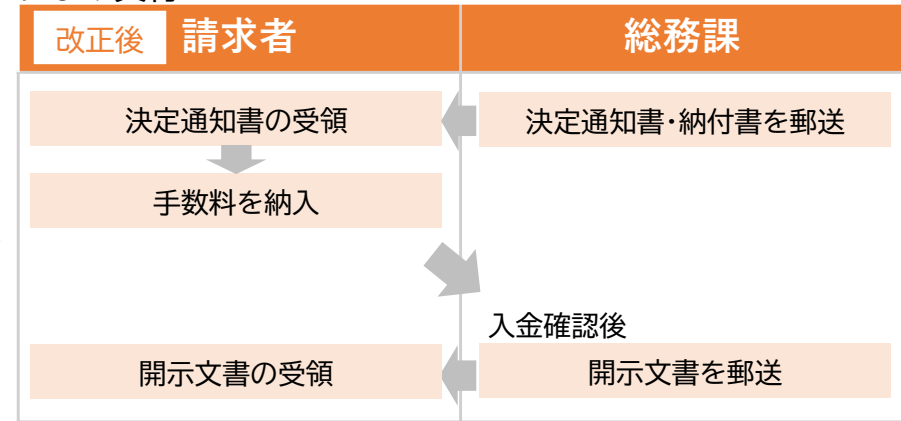
【運用見直し】光ディスクによる方法

- ・開示請求者が準備した光ディスクに電磁的記録を格納し、窓口・郵送により交付



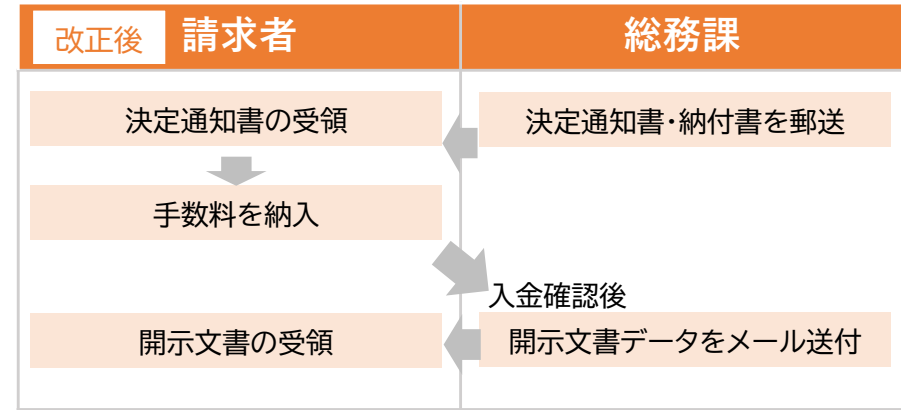
※郵送による交付の場合

- ・市が準備した光ディスクに電磁的記録を格納し、窓口・郵送により交付



※郵送による交付の場合

【新規追加】オンライン(電子メール)による方法



常滑市情報公開制度の見直しに係るパブリックコメントの実施について

(3) 電磁的記録に係る費用の負担の見直し（第17条関係）

電磁的記録の開示方法の追加に伴い、開示実施手数料に電磁的記録の交付に係る費用を規定する。

【電磁的記録に係る開示実施手数料※1】

電磁的記録の交付方法	改正前	改正後
用紙に出力したもの	出力された用紙1枚につき10円 (カラーで出力された用紙にあつては、50円) (+郵送料実費)	変更なし
光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したもの	開示請求者が光ディスク(+返信用封筒)を用意していたため、費用は徴収していない。	CD-R1枚につき100円(DVD-Rにつき120円)※2 に、1ファイルごとに210円を加えた額※3 (+郵送料実費)
オンラインで交付	実施なし	1ファイルごとに210円を加えた額

※1 開示実施手数料の額は、規則で定める。

※2 CD-R・DVD-Rは、実費相当額として徴収する。

※3 「1ファイルごとに210円を加えた額」は、国の情報公開制度に準拠するもの。

(4) その他

用語の整理等所要の改正を行う。

3 条例改正スケジュール

項 目	9月	10月	12月	R9.4月
パブリックコメント	1日～30日:実施	下旬:結果の公表		
条例改正			4日:市議会定例会に条例改正案を提出 下旬:条例公布・2(1)(4)について施行	1日:2(2)(3)について施行